

岡山県産婦人科医会は、  
2013年1月に岡山県警察及び  
被害者サポートセンターおかやま  
(VSCO)と協定を結び、  
その結果、岡山県内における  
性犯罪被害者に対する  
緊急支援ネットワークが  
できました。



社団法人  
**岡山県産婦人科医会**  
〒703-8274 岡山市中区古町1-1-10 岡山衛生会館3階

公益社団法人  
**被害者サポートセンターおかやま**  
- VSCO -

**TEL.086-223-5564**

**FAX.086-201-5564**

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20 岡山県開発公社ビル1階

e-mail [vscos@vscos.info](mailto:vscos@vscos.info)

HP <http://vscos.info>

VSCO (ヴィスコ) の相談電話

こころに

**TEL.086-223-5562**

毎週月～土曜(午前10時～午後4時)

※祝日・年末年始は休まず



VSCO (Victim Support Center Okayama) は、「地域の力で被害者の支援」を合言葉に、犯罪被害者を支援する岡山県の民間団体で、県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。

# あなたは悪くないよ 性犯罪被害に あわれた方へ

あなたはこの世の中に  
一人しかいないのです。

あなたの存在そのものが  
大切なのです。

あなたが再び生きる力を  
取り戻すために、私達が  
お手伝いできることがあります。

岡山県産婦人科医会

被害者サポートセンターおかやま  
- VSCO -

性犯罪被害に  
あったときは、  
ひとりで悩まないで  
まず受診して下さい

もしも、強姦などの性犯罪被害に  
あったときは、**72時間以内**に  
産婦人科に行きましょう。

妊娠・性感染症の可能性から  
あなたの身体と心を守るために、  
72時間以内の適切な対処が大切です。

岡山県警察の公費負担制度など  
**無料で受診**できる方法があります。

- 県内であればどの産婦人科でもかまいません。産婦人科へ直接行かれても、警察またはVSCOの紹介で行かれてもかまいません。
- 岡山県警察の公費負担制度は、警察へ連絡さえすれば、被害届や告訴状を必ずしも提出する必要はありません。詳しいことは、岡山県警察の「性犯罪に関する公費負担制度」をご覧下さい。
- VSCOの緊急支援金制度については、「VSCOがお手伝いできること」のQ1をご覧下さい。

深い心の傷を受け、人間不信に陥ってしまった被害者が、そこから立ち直り、再び自立するために。罰せられるべきは加害者というふうを被害者が確認するために。

## ヴィスコ VSCO がお手伝いできること

生活支援や心の支援、刑事手続きの支援など、  
あなたを全面的にサポートいたします。

### 生活支援や心の支援など

**Q1** 岡山県警察の「性犯罪に関する公費負担制度」が適用されない場合、VSCOがその費用を負担してくれるといわれたのですが、本当ですか。

**A** 強姦などは「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪ですが、あなたには、ますますよりも、さまざまな性感染症や妊娠からあなた自身の身体と心を守って欲しいのです。そのため岡山県警察の「性犯罪に関する公費負担制度」が適用されない場合、「VSCOの紹介によって、被害後72時間以内に、性感染症の検査・治療を受けたり緊急避妊措置を受けられた性犯罪被害者の方に、VSCOがその費用を負担する」という制度を設けました。是非ご利用下さい。

**Q2** VSCOでは、エイズ検査が無料でできるのですか。

**A** はい。Q1とは別に、被害後必要がある場合は、VSCOが提携している医師と検査会社のご協力によって、エイズの無料検査ができます。

なお、協力弁護士は、法テラスや岡山弁護士会の犯罪被害者支援制度を利用いたしますので、通常の場合、被害者の方にご負担をかけることはありません。

**Q3** 精神科医への付き添いや、その診療費などをVSCOが負担してくれるのですか。

**A** 精神的なダメージが大きい場合、PTSDに加え、うつ病やパニック障害などを併発することもあります。これらの場合、VSCOが提携している精神科医をご紹介し診察時には支援員が付き添います。また、1回5,000円年間30,000円を限度に、その診療費・交通費などをVSCOが負担します。

**Q4** 「公営住宅の一時使用」について教えて下さい。

**A** アパートに侵入してきた犯人から被害に遭った場合などでは、転居を希望される方も少なくありません。そのような場合、VSCOの支援員が市役所などと相談し、公営住宅の一時使用ができるようお手伝いします。「全国被害者支援ネットワーク」の被害者緊急支援金を活用して、引っ越し費用の支給ができる場合もあります。

### 刑事手続きへの支援

**Q1** 警察へ被害届や告訴状を提出すると、被害者はその後の捜査や刑事裁判に協力する必要があると聞き、届け出をするかどうか迷っているのですが。

**A** 被害者の方が届け出をためらっておられる気持は、よくわかります。そこで、VSCOでは、VSCOの支援員や協力弁護士が、被害届や告訴状を提出される前に、刑事手続きなどについてていねいに説明し、不安の解消に努めていますので、その後に決断されたらいかがでしょうか。

**Q2** 「被害届」と「告訴」とは違うのですか。

**A** 強姦罪や強制わいせつ罪などは、親告罪といって、検察官は被害者の「告訴」がなければ犯人を起訴することができます。たんなる「被害届」ではなく、「告訴状の提出」が必要なのです。そこでVSCOの協力弁護士が、被害状況を詳しくお聞きしたうえで、告訴状を提出するお手伝いをしています。

**Q3** 警察や検察庁へ一人で行くのは、不安なのですが。

**A** 警察や検察庁における事情聴取には、VSCOの支援員が付き添い、同席が可能な場合には、同席もします。

**Q4** 性犯罪の場合、刑事裁判や少年審判において被害者を支援する制度があるのですか。

**A** はい。VSCOの支援員や協力弁護士が、検察官を通じ、被害者の氏名を秘密にすることや証人の遮へい・ビデオリンク・付き添いなどの制度を活用するお手伝いをします。また、被害者は、刑事裁判に参加して、証拠書類のコピー、被告人や情状証人への質問、裁判官に対する意見の陳述などができます。以上その他、刑事裁判や少年審判を被害者の方と一緒に傍聴したり、被害者の方に代わって傍聴しその様子をお知らせします。

### 岡山県警察の性犯罪に関する公費負担制度

(県警のホームページより抜粋)

#### I 対象事件

- (1) 強制わいせつ罪(未遂も含みます)  
①13歳以上の男女に対し、暴行・脅迫を用いて、わいせつな行為をした  
②13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした  
※13歳以上の男女の場合は「暴行・脅迫」(殴る、自由が害される等)の行為が必要です。
- (2) 強制わいせつ等致死傷罪  
強制わいせつ等の行為をされた被害者が怪我又は死亡した
- (3) 強姦罪(未遂も含みます)  
①暴行・脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫(SEX、性行為)した  
②13歳未満の女子を姦淫した  
※13歳未満の女子が姦淫された場合は「暴行・脅迫」(殴る、自由が害される等)の行為が必要です。
- (4) 準強制わいせつ罪又は準強姦罪(未遂も含みます)  
人の心身喪失(熟睡、泥酔、精神障害等)又は抗拒不能(抵抗が不可能または著しく困難な状態)に乘じて、わいせつな行為、又は姦淫行為をした
- (5) 集団強姦等罪(未遂も含みます)  
2人以上の者が犯行現場において共同して姦淫した
- (6) 強盗強姦罪又は強盗強姦致死罪(未遂も含みます)  
①強盗犯人が女子を姦淫した  
②強盗犯人が女子を姦淫した後に女子が死亡した

#### II 対象経費

初診料、再診料、診断書料、初回処置・検査経費、性感染症検査経費、緊急避妊措置経費、人工妊娠中絶経費などの経費が発生した場合に公費負担が可能。

#### III 保険の適用

性犯罪の被害に遭われた方については、保険診療の有無にかかわらず、自己負担された費用を公費で支払います。しかし、公費で支払いができない場合(注)は、被害者の方にご負担していただきます。

(注)夫婦関係、親子関係、兄弟姉妹、祖の被害の申告、被害者が加害者に対して、暴行・脅迫等の行為をして犯罪を誘発した場合等

#### IV 注意事項

性犯罪の場合は、被害者の方が警察に被害の届出をしなければならないことはありません。被害に遭われた時に、被害の届出をするかどうかが迷われると思います。

しかし、そのまま時間が経過してしまいますと

○妊娠してしまった

○性病になってしまった

○犯人につながる証拠がなくなってしまう

そういうならないためにも一刻も早く警察に連絡して病院で受診してください。

岡山県警の相談電話

総合相談電話 24時間受付

TEL.086-233-0110

性犯罪被害相談電話

TEL.0120-001-797

VSCO (ヴィスコ) の相談電話

TEL.086-223-5562

こころに

毎週月～土曜(午前10時～午後4時)  
※祝日・年末年始は休みます

